

高速横浜環状北線事業予定地から検出された P C B 等有害物質の処理状況について

首都高速道路株式会社が工事を実施している横浜環状北線の事業予定地から有害物質が検出されたことについて、調査及び処理の状況を報告します。

(位置図)



1 鶴見区生麦一丁目で検出されたP C B (ポリ塩化ビフェニル)について

(1) 検出場所 首都高速横浜環状北線及び関連街路岸谷生麦線工事現場
(事業主体：首都高速道路(株)、横浜市)

(2) 経過

平成 24 年 2 月に北線及び関連街路岸谷生麦線橋梁橋脚基礎を築造する事業予定地内から基準を超える P C B が検出され、調査・分析、その結果に基づく処理を行いました。

回収した環境省令基準値を超える P C B を含んでいた油分、P C B を含んだ油分と接していたと考えられる部分及び作業に使用した物品を P C B 廃棄物として、ステンレスドラム缶に密封のうえ保管場所である北線子安台換気所施設内への搬入を 7 月 11 日に完了し、保管・管理しています。

保管した P C B 廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び同法施行令で平成 28 年 7 月 14 日までに処分または処分を他人に委託することが義務付けられています。今後、最終的な処分について検討を進めます。

裏面あり

PCB廃棄物の内容及び保管状況

PCB廃棄物の内容	ドラム缶数(本)
建物地下の溜まり水に浮いていた油分及び回収に使用した回収マット	13
PCBを含んだ油分が接した可能性が高い下水配管、電気配線、収納ラック等地下設備	62
PCBを含んだ油分が接していた地下部躯体表面を研磨したコンクリート粉	2
除去作業に使用した防護服、保護マスクフィルター等	19
合計	96



保管状況

2 都筑区川向町で検出されたPCB等有害物質の調査状況について

- (1) 検出場所 首都高速横浜環状北線建設工事現場
(事業主体：首都高速道路(株))



現地の状況

- (2) 経過

平成24年3月に、都筑区川向町の横浜環状北線橋脚基礎工事現場で油分が染み出ているドラム缶が土中から発見されたため、土壌を調査したところ、「土壌汚染対策法」に規定されているPCB等有害物質が検出されました。現地では、飛散防止措置及び立ち入り防止措置を行いました。

また、周辺の井戸利用者へ情報提供を行うとともに、井戸水の水質調査を実施し、有害物質は不検出であることを5月16日に確認しました。

現在、発見箇所及びその周囲について追加の調査を実施しています。

今後、汚染状況の把握を行い、関連法令に従い適切に処理を行ってまいります。

<参考> 土壌の検定結果

検出物質	調査結果	環境基準値※
土壌溶出量 (PCB) (mg/L)	0.0098	不検出
土壌溶出量 (鉛及びその化合物) (mg/L)	0.017	0.01 以下
土壌溶出量 (ジクロロメタン) (mg/L)	8.7	0.02 以下
土壌溶出量 (1,2-ジクロロエタン) (mg/L)	1	0.004 以下
土壌溶出量 (シス-1,2-ジクロロエチレン) (mg/L)	0.65	0.04 以下
土壌溶出量 (トリクロロエチレン) (mg/L)	16	0.03 以下
土壌溶出量 (テトラクロロエチレン) (mg/L)	1.7	0.01 以下
土壌溶出量 (ベンゼン) (mg/L)	1.4	0.01 以下

※環境基準値 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)により定められた環境上の条件

<参考>対応フロー

